

## 生徒心得

### 1 生徒心得

- (1) 校訓のもと、大湊高校生としての誇りをもって主体的に学ぶこと。
- (2) 日頃より規則正しい生活を心がけ、心身の健康と体力の保持増進に努めること。
- (3) 校内外に関わらず、常に礼儀正しく、品位ある言動を心がけること。
- (4) 積極的な勤労の精神を持って、それぞれの仕事を遂行すること。
- (5) 公衆道徳を守り、公共物は大切に扱うこと。
- (6) 生活環境を大切にし、校舎内外の清潔を保つよう努めること。  
特に私物の管理は、個人に割り当てられたロッカーを活用し自己管理すること。
- (7) 交友関係においては、お互いの人格を尊重しあい、互いに友好的な関係を築いていけるよう努めること。また、男女の交際は健全なものであること。
- (8) 金品の管理には十分に注意し、多額の現金は携行しないようにすること。
- (9) 学習上不要なものは持参しないこと。
- (10) 夜間の不要な外出は避ける。やむを得ず外出する場合は、午後9時までに帰宅すること。
- (11) 服装及び容儀は「服装・容儀規程」に基づく清楚・端正なものであること。  
特に校内であっても防寒対策が必要な場合は、協議した後、生徒指導部から対応策を指示する。
- (12) 身分証明書は常に携帯すること。
- (13) SNSをはじめとするインターネットの利用には細心の注意を払い、トラブルに巻き込まれることのないよう常識ある行動をすること。
- (14) 本校で定める諸規程は遵守すること。

### 2 登下校に関する事項

- (1) 登下校の完了時刻は、次の通り厳守すること。

登校完了時刻 8時30分

退校完了時刻 [平日] 19時30分

[休日] 16時00分

スクールバス待ちの場合は生徒玄関前で、送迎待ちの場合は所定の乗降場所でそれぞれ待機すること。

- (2) 部活動の終了時間は次のとおりとする。

夏季(4月～11月) 平日 19時00分 祝・休日 15時40分

冬季(12月～3月) 平日 18時40分 祝・休日 15時20分

- (3) 登校後は、下校可能時刻まで無断で校地外に出ないこと。
- (4) 事情により玄関前までの送迎を必要とする場合は、担任を通じて生徒指導部へ申し出て「送迎許可願」を提出すること。
- (5) 特に登下校の際には、通常交通ルール及び学校の取り決めを遵守すること。

### 3 禁止事項

- (1) 人や物を傷つける恐れのあるものを校内に持ち込むこと。
- (2) 各部の部室で保管できる用具を教室及び廊下等に置くこと。
- (3) コンピュータ室における飲食。
- (4) 授業時間中に飲食物を机の上に置くこと。  
必要に応じて授業間の補食は認めるが、節度ある行動を心掛けること。
- (5) 校内の電源を私的に使用すること。
- (6) 冷暖房機器の生徒判断での使用。
- (7) 外泊
- (8) その他、本校の定める「生徒懲戒規程」に違反する行為

### 4 届け出・承認事項

- (1) 欠席・遅刻する場合は、保護者からホームルーム担任へ電話により朝 8:00 までに連絡すること。
- (2) 早退・外出をする場合は、ホームルーム担任及び年次・養護教諭に届け出て承認を得ること。
- (3) 授業中に教室を出る場合には、必ず授業担当者の了解を得ること。
- (4) 遅刻や外出から学校に戻った際には、直ちに職員室を訪れ、ホームルーム担任または年次教員に報告し、諸手続きを完了した後速やかに授業等へ入ること。
- (5) 次の場合は、あらかじめ届け出て承認を得ること。
  - ① 物品の借用：関係教員へ口頭で申し出
  - ② 校内への掲示：生徒指導部教員へ申し出、許可印をもらう
  - ③ アルバイト：「アルバイト許可願」提出
  - ④ 運転免許取得：「自動車学校入校許可願」提出
  - ⑤ 地区及び校外団体主催の祭典・イベント及び個人的に大会・合宿等への参加：「校外行事参加願」提出
- (6) 校内の施設・設備・備品を破損した場合は、速やかに教員まで申し出ること。
- (7) 物品の盗難・紛失及び拾得の場合は、ホームルーム担任もしくは生徒指導部に届け出ること。

### 5 その他

- (1) 平常時は昼休みに体育館を運動場所として開放する。  
ただし、飲食は厳禁とする。また、使用するボールは体育科が貸出用として許可したものとし、個人のものまたは部の用具を使用しないこととする。  
その他、考査期間及び考査期間中の朝・放課後の体育館の使用は禁止とする。
- (2) 授業時間中であっても熱中症対策として許可が出た場合の水分補給は可とする。  
ただし、以下のことを守ること。  
※飲料は蓋つきの容器に入ったものに限定。  
※飲む際にカバンから取り出し、机の上に置くことは禁止。

附則	昭和 27 年 4 月	1 日	施行
	平成 元年 4 月	1 日	一部改正
	平成 14 年 4 月	1 日	一部改正
	平成 21 年 3 月	17 日	一部改正
	平成 25 年 3 月	22 日	一部改正
	平成 29 年 4 月	1 日	一部改正
	平成 31 年 3 月	13 日	一部改正
	令和 5 年 4 月	6 日	一部改正